

## 玉川大学剣道部「師乃会」表彰内規

(目的)

第1条 この内規は、会員に関わる表彰等の事由が生じた場合に必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この内規は、会費を納入している者に適用する。会費を1年以上滞納している者には適用しない。

(表彰の種類)

第3条 表彰は、功労表彰および優秀表彰とする。

(功労表彰)

第4条 功労者表彰は、本会および玉川大学剣道部の振興発展に尽力し、その功績が顕著な者に行う。

(優秀表彰)

第5条 優秀表彰は、男子7段、女子6段以上の昇段、全国大会等で優秀な成績をおさめたときに行う。

(表彰の期日)

第6条 表彰は、原則として総会の祭に行う。

2 会長が特に必要と認める場合は、別に定めることができる。

(表彰)

第7条 表彰は会長が、表彰状を授与する。ただし、記念品その他を加授することができる。

(改廃)

第8条 この内規の改廃は幹事会の議決による。

(附則)

第9条 この内規は、平成22年7月1日より施行する。

その他

功労者表彰の推薦は、該当者がいる場合、各幹事が当該年度末までに事務局へ申請する。

優秀表彰の推薦は各幹事が事務局へ申請するが、昇段に関しては会員本人の申請も可。

記念品は1件1万円相当額のものとし、事務局で決定する。

## 玉川大学剣道部「師乃会」弔慰内規

(目的)

第1条 この内規は、会員に関わる弔慰金の贈与について定める。

2 贈与は金員を以てするを原則とするが、場合によっては物品を以てこれに替える

ことができる。

(適用範囲)

第2条 この内規は、会費を納入している者に適用する。会費を1年以上滞納している者には適用しない。

(贈与の種類)

第3条 贈与は死亡弔慰金とする。

(本人弔慰金)

第4条 本人が死亡したときは遺族に対し次により弔慰金を贈り、会長またはその代理人が弔意を表す。

香典 5千円

(受給手続)

第5条 この内規によって贈与を受けようとする場合は、本人、幹事、会員あるいはその家族において、3か月以内に会長に届け出るものとする。

(謝意表明)

第6条 この内規に定める祝い金、弔慰金を収受した会員または関係者は、謝意表明以外は一切の配慮を要しないものとする。

(細部運用)

第7条 特別の事情によりこの内規によりがたい場合は、その都度会長によってこれを定める。

(附則)

第8条 この内規は、平成22年7月1日より施行する。